

# いじめ防止等のための基本方針

秋田県立大曲支援学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係機関が連携して、いじめの未然防止と早期発見に努め、適切に対処するものとする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象になった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ対策のための校内組織の設置

### (1) 「いじめ防止委員会」の設置

- ①目的 ・いじめの未然防止と早期発見
- ②構成員 ・教頭（1名）、生徒指導部員（月1回、委員会の開催）
- ③取組内容 ・いじめに関する研修会の開催（年1回）  
・いじめに関するアンケート調査の実施と報告（年2回）  
・いじめ事案への対応協議（いじめ発生時に「いじめ対策委員会」の要請による）
- ④取組期間 ・年間を通して（年間取組計画による）

### (2) 「いじめ対策委員会」の設置

- ①目的 ・いじめ発生時の対応と解決
- ②構成員 ・校長、教頭、学部主事、生徒指導主事、養護教諭、当該児童生徒の学級担任  
※必要に応じて児童相談所職員等の外部専門家を加える。
- ③取組内容 ・事実関係の調査、確認、県教育委員会への報告  
・被害者及び加害者に対する指導方針の決定  
・いじめ解決に向けた保護者との連携  
・いじめ解決に向けた警察等関係機関との連携  
・事態収束までの継続指導・経過観察
- ④取組期間 ・いじめ発生が認知されてからいじめが収束されるまで  
※いじめ発生の報告後、速やかに生徒指導主事が、構成員に呼びかけ開催する。

## 4 いじめの防止

(1) 「いじめは本校のどの児童生徒にも起こりうる」という教職員の共通認識の下、「いじめは決して許さない」という毅然とした態度により、すべての児童生徒に対して、いじめは人権を侵害する許されない行為であり、法的にも禁止されていることの趣旨を理解させる。

(2) 児童生徒に思いやりの心、互いの立場や考え方を尊重し合い社会の一員として共に生きていくことができる開かれた心を育成するために、授業や特別活動、部活動等、全教育活動を通じて道徳教育や好ましい人間関係の形成に資する体験活動を推進する。

## 5 いじめの早期発見

- (1) いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童生徒のわずかな変化を見逃さないようにする。また、職員間の情報を密にしながら、早い段階から積極的にいじめを認知するための体制作りを行うと共に、いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。
- (2) 児童生徒及び保護者が悩みや困りごとを教職員に相談しやすい環境作りに配慮するとともに、安心して相談できる信頼関係の構築に努める、
- (3) 年2回（前後期）のアンケート調査や教育相談の実施、校内に電話相談窓口設置し児童生徒及び保護者に周知するなど、児童生徒がいじめを訴え、通報しやすい体制を整える。

## 6 いじめへの対処

- (1) いじめについて通報を受けた、又は事実が確認された場合は、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有し、「いじめ対策委員会」が中心となり事実確認や適切な初期対応を行うと共に、県教育委員会に報告する。
- (2) いじめの事実が確認された場合には、「いじめ対策委員会」は、その早期解決及び再発防止に向け、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- (3) 「いじめ対策委員会」が、教育上必要があるとみとめるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに十分に留意し、いじめた児童生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。
- (4) 「いじめ対策委員会」が、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めた場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

※平成26年3月1日（策定）